



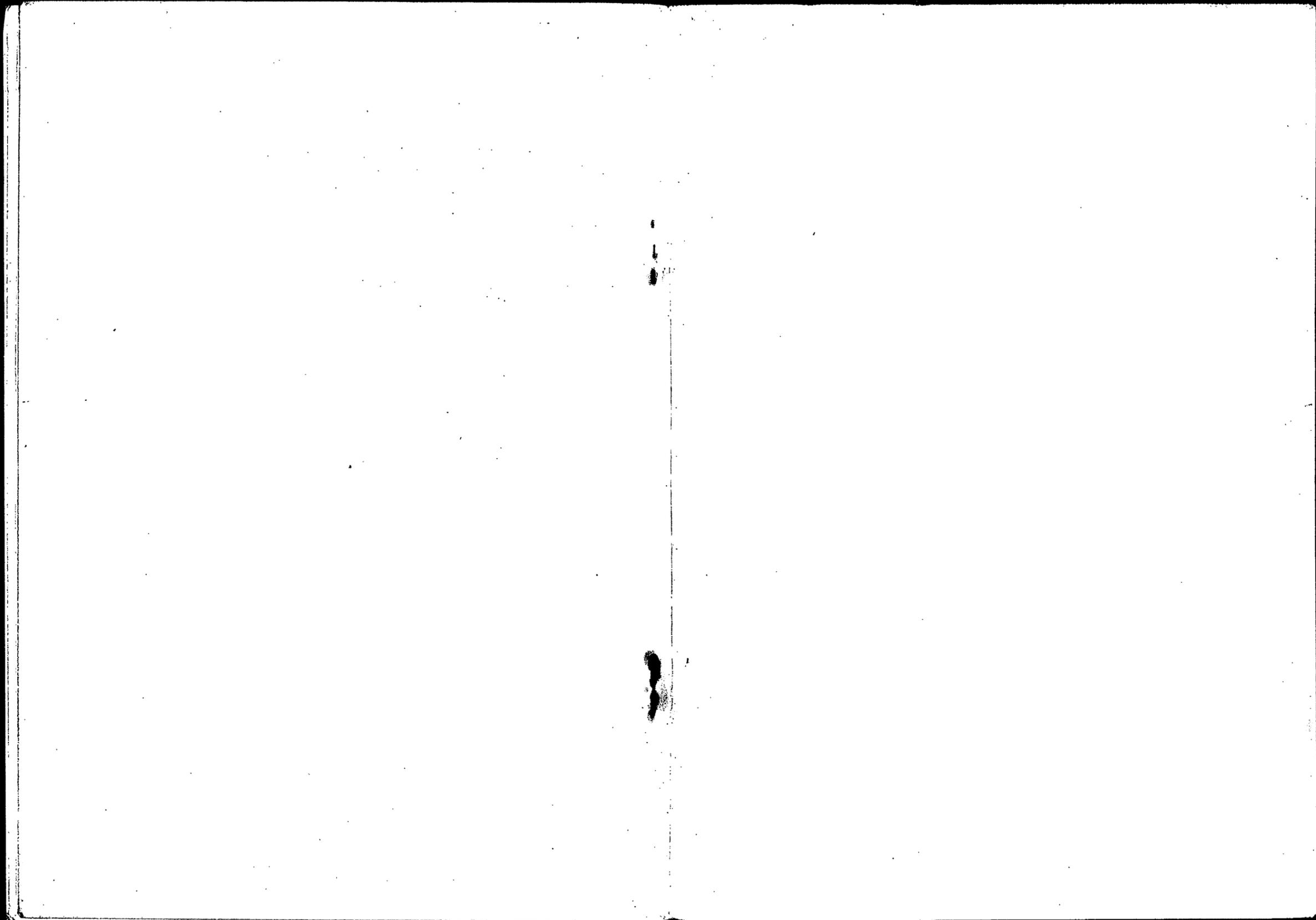
昭和七年度古蹟調査報告

第一册

永和九年在銘埴出土古墳調査報告

朝鮮總督府





292
39172
8

永和九年在銘博出土古墳調査報告

昭和七年度 第一冊

小職等命を受け昭和七年五月六日京城出發平壤驛構内に於ける
一基の古墳を調査し同月十五日歸任せり今左に其調査の結果を報
告致候

昭和七年十二月

朝鮮總督府囑託 榎 本 龜次郎

朝鮮總督府囑託 野 守 健

朝鮮總督府古蹟調査委員長今井田清徳殿

目次

緒言	一
第一章 古墳の位置及發掘の經過	三
第二章 遺物の配置	六
第三章 古墳の構造	七
第四章 遺物	九
第五章 永和九年在銘埴	一七
結論	二〇
附録 樂浪帶方郡時代紀年銘埴集録	一八

挿圖目次

第一圖 平壤驛構内平面圖……………二

第二圖 骨製品丙(實測圖)……………一〇

第三圖 骨製品己(實測圖)……………二

第四圖 ホルガ地方出土骨製品……………三

第五圖 伯林民族博物館及ブラウンシュワイヒ博物館所藏弓……………三

第六圖 鐵鏃(甲)實測圖……………四

第七圖 鐵鏃(乙)實測圖……………四

第八圖 信川郡加山面干城里發見古墳(玄室西北隅)……………二

圖版目次

第一 平壤驛附近地圖

第二 實測圖

第三 遺物配置圖

第四 (一)玄室南壁 (二)西壁に嵌挿せる文字磚

第五 (一)玄室内棺臺 (二)玄室内敷磚の一部

第六 (一)羨道閉塞狀態(玄室内より撮影) (二)同上

第七 (一)羨道外閉塞狀態 (二)羨道閉塞狀態

第八 (一)羨道(玄室内より撮影) (二)羨道外部より撮影

第九 (一)遊環付耳飾及漆案出土狀態 (二)羨道附近遺物出土狀態

第一〇 (一)太環耳飾出土狀態 (二)骨製品出土狀態

第一一 (一)耳飾 (二)骨製品

第一二 (一)鐵鏃 (二)鐵釘

第一三 (一)鐵環 (二)鐵製鈹具

第一四 (一)鐵地銀張飾金具 (二)丁土器破片 3 鐵金具殘缺 3 鐵器殘缺 4 金銅飾鈹 5 魚骨

第一五 磚



永和九年在銘博出土古墳調査報告

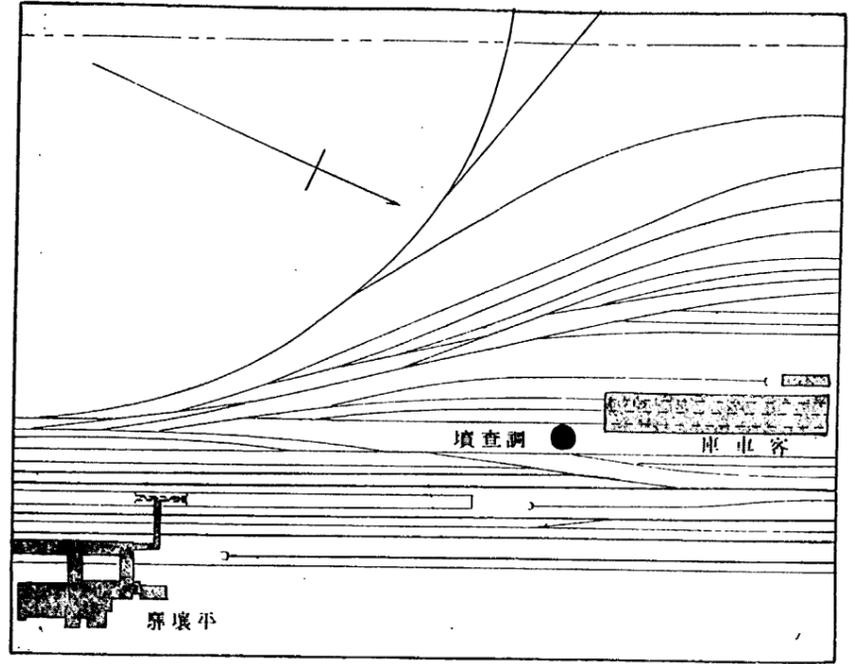
朝鮮總督府囑託 野 守 健

同 榎 本 龜 次 郎

緒 言

昭和七年四月廿六日平壤驛構内鐵道線路間に於て塵埃捨場を作らんが爲めに穴を穿ちしに、圖らずも一基の埴埴墳を發見した。而も埴に永和九年の紀年銘あるにより好事者の注意する所となり、一時工事を中止せしめて本府に報告し來つた。よつて余等兩人は本府の命を受けて之れが調査の爲め五月六日京城出發翌七日早朝平壤に着し道廳警察署及び府立博物館と打合せの上、博物館の平賀藤吉氏の東道によりて平壤運輸事務所長田中保太郎氏、平壤驛長佐々木敬三郎氏と協議を遂げ、更に所長の案内により實地を視察して詳細調査の必要を認め、午後一時より發掘を開始し十四日に至りて調査を完了した。今此古墳を假りに永和九年在銘博出土古墳と命名し、以下に調査の結果を録することとする。

尙本報告書起草に當り、調査上多大の便宜と援助を與へられた田中保太郎、佐々木敬三郎兩氏、平壤圖書館長針替理平氏、平壤博物館書記平賀藤吉氏及び遺物の寫眞撮影を擔當され



第一圖 平塚驛構内平面圖 (縮尺二千五百分一)

二
 た本府囑託澤俊一氏等に對して
 深く感謝の意を表してをきたい。

第一章 古墳の位置及發掘の經過 (圖版第二)

本古墳は平塚驛構内即ち改札口の北西約二町、客車庫の直ぐ前に當り、當初は封土を被覆してゐたのではあらうが削平せられて、已に明治三十八年三月平塚驛建設の際には封土の形迹を全く認むることが出来なかつたといはれる。今回鐵道線路間に於て塵埃捨場を作らんが爲めに方一間の穴を掘りしに、偶然一基の埴塚を發見し、かつその築構の埴に年號銘のありしを以て、一時工事を中止して本府の指令を待つこととした。然るに夜中密かに埴を盗み去る者あるを以て、已むを得ず土壤の埋戻を行つた。

余等五月七日現場に至り、午後一時頃より人夫五名を使役して先づ埋戻せし土壤を運び出し、更に玄室の北壁の上部と思はるゝ處より發掘を始めしに、果して北壁の一部を發見した。因りて之れに沿ひて四壁の輪廓の發見に勉め、午後四時頃に至り遂に埴塚の上部を露出することが出来た。

埴其他の遺物の盜竊を防がんが爲め、爾後毎夜番人二名を附することとした。翌八日亦人夫五名を役して前日に引續き玄室内に充滿せる土壤の排除に勉めた。正午頃に至り玄室西壁に接し、地表下約七尺の處に於て木材の腐朽より成れる厚さ五分許の縦線を發見せしにより、之れに隨ひて發掘せしに、長さ約六尺八寸五分、廣さ約一尺七寸五分の南北に長さ長方形の黒線、即ち木棺輪廓の痕迹を檢出し、更に實測圖(圖版第二)に示すが如く、此黒線中に

於て鐵製の釘を發見した。是れ即ち木棺に使用せし鐵釘である。此木棺を假りに第一棺と稱する。更に午後二時頃に至り、東壁に接して木棺の腐朽せし痕迹、即ち南北に長さ長さ約六尺一寸五分、廣さ約一尺七寸五分の長方形の黒線を發見し、又黒線中に於て鐵釘を發見した。今之れを第二棺と命名する。

余等はに於て土工を中止し、人夫二名を使役して第一棺の南端より細心の注意を以て土砂の取除きに勉めし、夕刻に至り第一棺内南方西邊に近く遊環付耳飾を發見した。又木棺と南壁との間に於て漆案の如きものが現はれたが、素地既に腐朽し去りしを以て採取することが出来なかつた。更に別に他の三名の人夫をして、羨道外の土壌の排除を行はしめた。九日人夫三名の中二名をして、羨道外の土砂を運び出さしめ、一名を使役して第一棺内を昨日に引續き調査せしに、中央部少しく東邊に近く金銅透彫金具を發見せるも、銹化甚だしく原形を知ることが出来なかつた。恐らくは帶の飾金具であらう。次いで殘部に調査を進めたが、何物をも獲ることができなかつた。午後より第二棺の調査を開始せしに、木棺と北壁との間に於て、北壁に近く一漆杯を發見したが、木地既に腐朽し去りて採集することが出来なかつた。又木棺に接して骨製の用途不明のもの出土し、棺内南端に近く太環耳飾一個、及び鐵地銀張金具の多數が發見され、羨道に近く鐵鏃、其他骨製品等が檢出された。十日人夫二名中一名を使役して更に玄室内の調査をなし、又遺物の配置圖を作成し、然る後此等の遺物を採集した。又他の一名をして、羨道外の土砂を排除せしめ、午後四時頃より實測

を始め、五月十四日に至りて之れを終り、且つ文字磚を採取し以て本古墳の調査を完了した。

遺物は配置圖(圖版第三)に示すが如く多少散亂して發見されたが其貴重なるものは既に早く盗去されたものと思はれる。玄室内には既記の如く兩個の木棺をそれぞれ東西の壁に接して南北の方向に置き、第一棺内南端に近く且つ西に偏して遊環付耳飾一個を、中央東に偏し金銅透彫金具を、又南壁と木棺との間に於て一部木棺の下敷となりて長方形漆案の如きものを發見し、又北壁に近く第一棺の東側に於て土器破片一個其傍より魚骨の附着せる漆器を發見したが、漆器は木心既に腐朽して採集することが出来なかつた。又第二棺内南に近く稍中央に於て太環耳飾を發見し、其附近より木棺の稍中央部までの間に於て鐵地銀張金具殘片多數出土し、耳飾の附近より鐵環及び鐵製鍍具を發見し、又棺内中央部より魚骨圖版第一四〇)及び骨片を檢出した。更に棺と羨道との間に於て骨製品、鐵鍍等現はれ、第二棺と第一棺との間に於て金銅飾、第二棺と北壁との間木棺に接して骨製品、北壁に近く漆杯を發見したが木心腐朽して採集することが出来なかつた。耳飾は各棺共一個づゝより發見出来なかつたが、恐らくは昔時に於て盜掘者の爲め盗み去られたものと思はれる。又其發見の位置によりて被葬者を棺内に南枕にして安置せしことが分かつた。

第三章 古墳の構造(圖版第二、四、八)

本墳の構造を見るに、先づ平地に壙を穿ち、現地表下約九尺三寸八分の壙底に厚さ約五分の漆喰を置き、其上に埴を網代様に敷き並らべ、其四周に埴及び平石を積み重ねて襷壁となせし者にして、玄室内の床面には鋪埴の上に更に漆喰を厚さ約一寸塗つてあつた。封土は早く既に削平せられしを以て、當初の外形は明かでない。玄室の平面は長方形にして、廣さ東西六尺一分、南北九尺四寸五分、東西壁は著しく胸張を有すれども、南北の壁は比較的に少い。此の胸張は埴槨埴に普通見る所の形式にして、土壓を防がんが爲のものである。南壁東に偏して羨道を設けてゐるが、其長さ約四尺、廣さ約二尺八寸、高さ約三尺七寸五分である。玄室の壁は、下部一枚厚にして、長手平積三層、小口縦積一層を積重ね、それより上は高さ五尺二寸五分の處まで長手平積三層の分のみ半枚厚となし、一枚厚の小口縦積と交互に繰返してゐる。更に其上部は半枚厚の長手平積一層となし、其より上は切石を以て埴の如く築くこと數層、更に其表面に漆喰を塗つてゐた。

從來發見の埴槨埴は常に埴を空積とせしが、本墳は特に其目地に漆喰を用ひてゐる。壁は上部に至るに隨つて内方に傾いてゐるから、今上部缺落せるも當初は他の埴槨埴に見るが如く穹窿天井を有したるものと思はれる。天井の高さは今明かでないが、當初は恐らくは約十一尺もあつたのであらう。早く盜掘を経て穹窿部に使用の石材は大部分盗み去ら

れ現存の壁の最も高さ所は、床面より約八尺五寸ある。羨道の拱輪は玄室に面した所のみ三重にして漆喰目地を用ゐる極めて堅牢に積上げてゐるが其外部は二重で空積としてゐる。入口(外側)の拱輪の上部は、半枚厚の埴及び石を以て高さ三尺六寸七分まで空積とし其幅約五尺三寸ある。玄室の西壁に接し實測圖(圖版第二)に見るが如き位置に、前後に各三枚の埴を並べ置きて第一棺の棺臺を作つてゐる。壁面構築の埴には、圖版第四第一五に見るが如く、重菱紋の一種を現はして居り、又處々に年號銘埴を積込んで居る。但し予等の調査せし時には、玄室内に於ては其の西壁に唯一個文字面を表面にして嵌挿されたるを見たるのみなるが(圖版第四)羨道拱輪の内面に於いては悉く文字を表面に表はしてゐた。詳細調査の結果によれば、文字面を或は下にし、或は外に向けて積み重ね、之を表面に現はさざるものも多數あつた。羨道内には圖版第六に示せるが如く、埴を半枚厚に積み上げて之を塞ぎ、更に其外部は割石を以て完全に閉塞してあつた(圖版第七)。

第四章 遺物

(イ) 遊環付耳飾一個(圖版第一一)

断面圓形(徑六厘)の純金製の棒を曲げて作れる稍楕圓形の環(長徑六分六厘、短徑六分)に、更に断面圓形の純金製小環を組合せしものである。此種の耳飾は、南鮮地方の三國時代の古墳より出土の例は極めて多いが、樂浪時代の古墳からは曾て發見せられたことがない。樂浪の古墳より出土せる耳環は常に鼓形の玻璃製であつて、是れとは全然様式を異にしてゐる。此種の者は常に一對づゝ出土せるを以て、特に他の一個を搜索せしも、終に發見するところが出来なかつた。或は早く盜掘にかかつた際奪ひ去られしものであらうか。

(ロ) 太環耳飾一個(圖版第一二)

純金板を曲げて断面楕圓形に作れる中空の太き耳環にして、徑九分八厘あり、是れ亦一個を發見したに過ぎなかつた。前者同様南鮮地方の三國時代の古墳より出土せる者と類似して、從來樂浪時代の古墳からは發見されなかつたものである。細心の注意を以て他の一個を搜索せしも終に發見するに至らなかつた。

(ハ) 金銅透彫金具

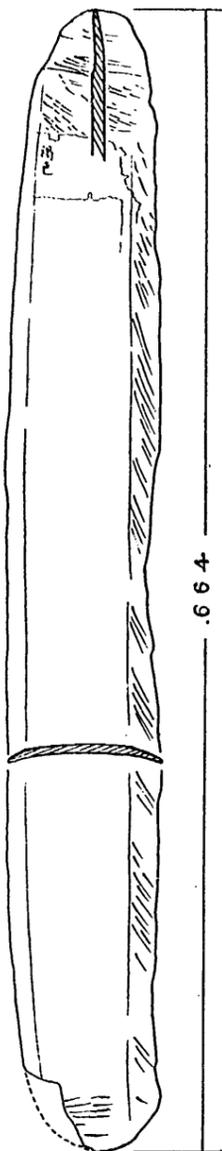
既記の如く第一棺内、中央部稍少しく東に偏して發見せられた。銅地に金箔を張つて作

れる透彫の飾金具であるが、銅地全く銹化し果て、僅かに痕迹を留むるのみで、原形を知ることが出来なかつた。恐らくは革帯の飾金具であらう。

(二) 骨製品六個分(圖版第一二)

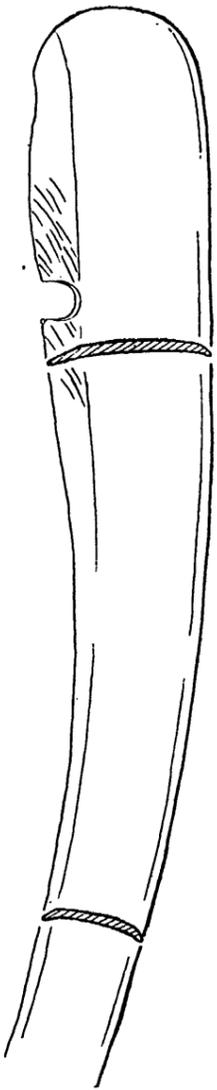
甲は第二棺の西方、羨道に近く遺物配置圖(圖版第三)に示すが如き位置に於て、三片となり散亂してゐた。全長一尺一寸三分、一端廣く(幅約八分)且つ圓味を帯び、他端(幅約三分五厘)に至るに隨つて次第に細く、其端亦圓味を帯び、全體片側に向ひて彎曲してゐる。廣き一端に近く又彎曲せる内側に近く小孔を穿つてゐる。断面は扁平にして其上面は其兩側に於て削り去られ稍蒲鉾狀をなせるが、彎曲せる内側の部分は更に一層甚だしく削り取られ、下面は縦に稍圓みを持つてゐる。(乙)は第二棺と羨道との間、木棺に接して發見された。前記の者と全く同形にして、現長九寸六分、三片に破損し、幅廣き一端少しく缺失してゐる。他端は幅約二分八厘、厚さ七厘(甲)と稍離れて存せしも、恐らくは彼と一對をなしたものであらう。

第二圖 骨製品(丙)實測圖 原寸



(丙)は(乙)と共存したが、彼と對をなさず、却て其附近より三片となりて發見された(丁)と對をなすものであらう。前兩者と同性質であるが稍異なる所あり、反り少く長さ六寸四分四厘、兩端とも幅稍同じく且つ圓味を帯びてゐる。断面は扁平にして其表面は兩側に向つて少しく削り去られ稍蒲鉾狀をなせるが、一方は他方よりも多く削り取られてゐる。表面の一部風化せざる處は、今猶美しき褐色を呈してゐる。(丁)は全く之れと同形にして其附近より三片となりて發見せられ、丙と對をなしたものと見て差支ない。一端少しく缺失して現長五寸二分幅中央にて約八分五厘、厚さ六厘ある。(戊)は第二木棺と北壁との間、木棺に接して二個交叉して發見せられ、前記(甲)、(乙)と全く同形である。(戊)は長さ一尺二寸五分、幅一端九分二厘、他端三分四厘。(己)は長さ一尺二寸二分六厘、幅一端九分二厘、他端三分二厘五毛、現在

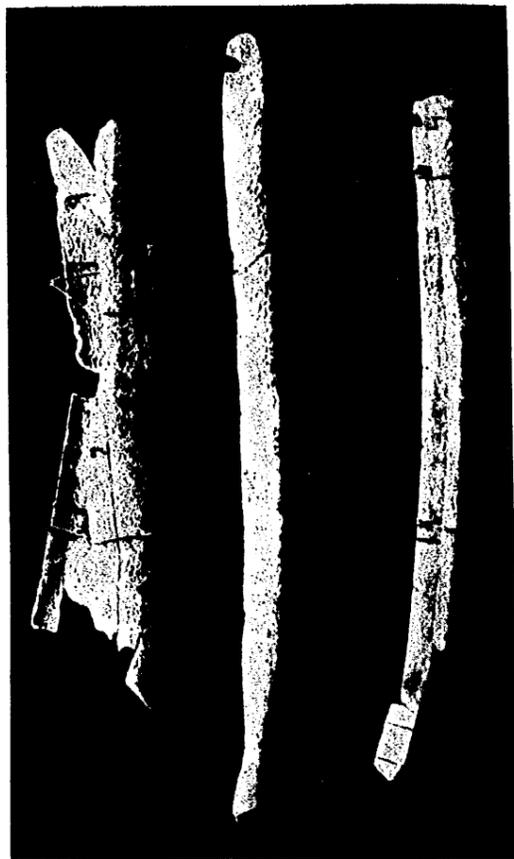
第三圖 骨製品(己)實測圖 原寸



三片となつて居り多少缺失の部分がある。是等の二個を合するとき、其孔よく適合してゐる。思ふに當初此二つを合せて一組として使用し、而かも二つを合せてから孔を穿つた

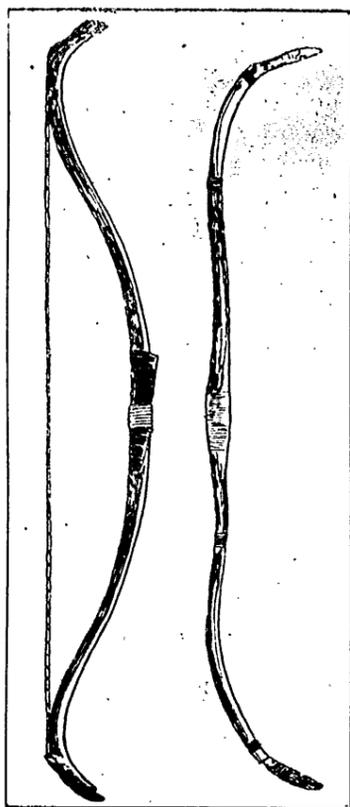
ものやうである。以上何れも裏面縦に凹みを有し之を合すれば其間に扁平なる杏仁形の空間をなすを以て、當初は其處に何者かを挿入したものと思はれるが用途は明かでない後考を待つこととする。(註) 是等の骨は京城大學豫科教授森爲三氏の鑑定によれば牛の肋骨であらうとのことである。

一三



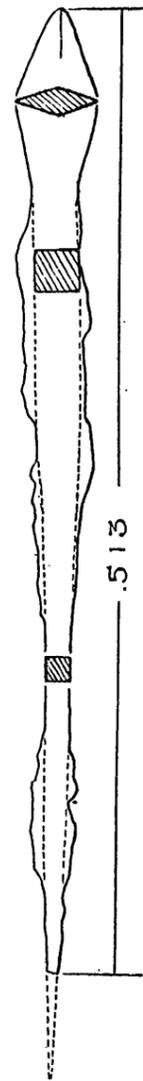
品製骨土出方地ガルボ 圖四第

註——この種のもは南露ヴォルガ流域の古墳からも屢々発見されそれらの中には略原形をうかがひうるものもある。ヴェルネル氏は *Bogenfragmente aus Carnuntum und von der unteren Wolga (Eurasia Septentrionalis Antiqua VII)* に於て多数の確實な材料を用ひ、それらは一対づゝ弓木を挟んでその両端に附されその孔は弓弦をかけるに資されたものであることを實證してゐる。而して復原した弓の形式からそのやうな弓は亞細亞方面から傳播したものと推してゐる。今こゝに掲げる挿圖第四圖は同地方の出土の一例である。また同第五圖は伯林民族博物館及ブラウンシュワイヒの博物館に藏する弓であつてその兩端は恰かもこの種遺物と同様な體裁をなし、この種遺物の用途を略明してゐる。この兩圖は勿論ヴェルネル氏所掲の圖に據つたのである。



ンウラア及館物博族民林伯 圖五第
弓藏所館物博のヒイワニシ

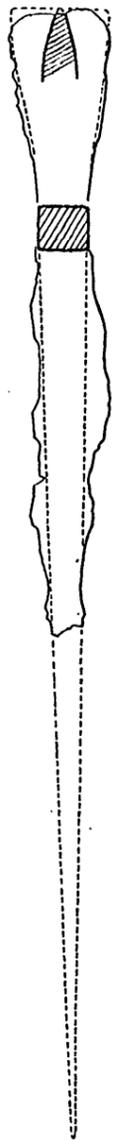
一三



(ホ) 鐵鏃三個(圖版第一二一)

(甲)二個の内一は第二木棺と北壁との間木棺に接して発見された。長さ五寸一分三厘今錆び膨れてゐるが、鋒部は劍形をなし、篋代部は次第に細まつて断面方形をなす。他の一は美道に近く発見され、形状前記の物と全く同一にして現長四寸六分下部少しく缺失してゐる。又之に接して鐵片長さ二寸五分のものがあつたが或は鐵鏃の篋代部に相當せしものかと思はれる。(乙)一個は又美道に近く発見せられ、現長約三寸六分頭部は扁平にして開き鑿形をなす。篋代部は次第に細く其端少しく缺失し断面は方形である。

第七回鐵器(乙)實測圖 原寸



(ヘ) 鐵釘五十五本(圖版第一二二)

大部分錆化して頭部の形は明かでないが、稍方形を成すものの混在するを見れば當初は

何れも方形のもの、様に思はれる。長さ完全なるものに就て見るに四寸五分を下らず、中八本には下部に縦木理の木片附着し、上部に横木理の木片附着してゐる。縦目地の木片は殆ど脚の中央より下に附着せるものにして、當初木棺の側板と妻板との合せ目に打ち込まれてゐた者と考へられる。即ち下部の縦木理の木片は妻板に屬し、其上部の横木理の木片は側板に屬せし者である。随つて横木理の木片の附着せし部分は側板の厚さに相應するのである。今明瞭に木片の存するものに就て計測すれば、大體二寸前後となるから、之を以て木棺の厚さとみることが出来やう。

(ト) 鐵環六個(圖版第一三一)

何れも徑一寸二分内外の鐵環にして、中二個は圓形の環に更に二枚合せの鐵金具が附着してゐる。此二枚合せの金具は革帯に銜を以て接着してゐたものと思はれる。

(チ) 鐵製鍔具六個(圖版第一三二)

一端方形にして他端圓形をなせる鐵製の鍔具にして、其形制南鮮地方に於ける三國時代の古墳出土のものと同である。

(リ) 鐵地銀張飾金具二十四個(圖版第一四一)

第二棺内稍中央部より南に方りて、配置圖に示すが如く散亂して発見された。各長さ約六分三厘、幅約五分三厘、厚さ約六厘、長方形の一端圓味を帯びたる鐵地銀張の飾金具にして周圍に面取りを施してゐる。裏面中央に長さ約三分五厘の支脚を有し、其下部は開き留の

川をなしてゐる。用途は明かでないが恐らくは革帯の飾金具であらう。

(ヌ) 金銅飾銀三個(圖版第一四四)

一は第一棺と第二棺の中間美道に近く発見せられ、他の二個は又兩棺の中間第二棺に近く発見された。是れ等は何れも漆器に附装した飾銀であるが、漆器は早く既に腐朽して細片となり全く形を存しない。銀は金銅製にして頭部半球状をなし、徑三分二厘、高さ四分五厘あり脚は断面圓形をなしてゐる。蓋し漆器の縁邊に並べ打ちして飾りとしたものであらう。後者の二個は前者と稍離れて発見されたが、恐らくは同一漆器に屬したものに違ない。

(ル) 鐵器殘缺(圖版第一四三)

長方形の極めて薄き板金にして一端缺損し、現長一寸二分六厘、幅一寸、厚さ二厘あり、殘缺にして用途不明。

(オ) 鐵金具殘缺(圖版第一四二)

幅約三分、厚さ一分二厘の細き金具にして其上に長さ約一寸の鐵釘を約一寸の間隔を置いて打付けてある。今數個の斷片となりて発見せられ、長さも用途も共に明でない。

(ワ) 土器破片一個(圖版第一四一)

第一棺外東側に於て北壁に近く発見せられた。細密の粘土を以て作り、極めて高き火度を以て燒成された灰色堅緻の壺の口縁部に屬する小破片にして、内外面に轆轤の痕迹を留めてゐる。

第五章 永和九年在銘埴(圖版第四一五)

玄室を築造せる埴は長さ約一尺一寸五分、廣さ約五寸一分、厚さ約一寸八分あつて、陽文の文字銘は左の如く讀むことが出来る。

永和九年三月十日遼東韓玄菟太守領修利造

永和九年は東晋の穆帝の時、西紀三百五十三年に相當し、從來一般に信ぜられてゐる樂浪郡滅亡の年紀、西晋の愍帝の建興元年(西紀三百十三年)を距ること四十年の後である。

右の銘文中領は如何なる義か、東晋には領軍と稱する武官あれども、是れとそれとは關係はない。此領は晋書東晋の簡文帝の咸安二年(西紀三百七十二)の條に

六月遣使拜百濟王餘旬爲鎮東將軍領樂浪太守

と載せてゐる領と同義で、或は名義上の官名をいふのではあるまいか。猶後の研究を待つこととする。

修利は其姓名であらう。資治通鑑に咸康二年(西紀三百三十六)年、燕の慕容皝が慕容仁を討ちし時、仁の將修壽が高句麗に奔つたことを載せてゐる。此埴の製作年代はそれより僅かに十七年後に當つてゐるから、此修利は修壽と何等かの關係があつたかも知れない(此修姓が後世遼東に多く居住してゐたことは、修家江の名稱がそれから出たことによつても知

らるゝ。建興元年遼東の張統、樂浪帶方二郡に據り連年高句麗の美川王と相攻戦せしが、力屈して其民千餘家を率いて燕の慕容廆に投歸してより二郡終に高句麗の占領する所となつた。是れが普通史家に二郡の滅亡の時と信ぜられてゐたのである。而も猶二郡の故地には遺民の遺留せる者も多く、機會あらば其統制を脱せんことを夢みてゐた者も少くはなかつたであらう。特に美川王の子故國原王の時に至り燕の慕容皝と隙を構へ、其九年咸康五年、西紀三百三十九年彼の來攻に逢ひ和を講ぜしも、其十二年咸康八年には再び彼の來襲により其都城たる丸都は破壊され、其宮闕は燒かれ、累世の寶貨は掠奪され、男女五萬餘口は捕虜となつた。王は其弟を遣はし、臣と稱して燕に入朝し、僅かに社稷を保ちしも、其十五年(永和元年、西紀三百四十五年)には又慕容恪の爲めに南蘇城を攻略された。其二十五年永和十一年に至り新たに質を燕の慕容皝に納れ、又貢を修めて、先きに丸都陥落の時伴ひ往かれた王の母を始めて連れ戻すことができた。此故國原王の時は殆んど國家の滅亡に瀕せる大國難に而し、國力疲弊の極に達したから、樂浪帶方二郡の地の經略の如きは、姑く放棄するの已むなきに至つた様である。此混亂に際し、二郡の遺民は南方東晉に通して、高句麗の統制から脱せしものありしは自然の勢である。帶方の故地、黃海道信川郡の古墳から東晉の泰寧五年(西紀三百二十三年)咸和十年(西紀三百三十五年)建元三年(西紀三百四十五年)永和八年(西紀三百五十二年)の紀年銘ある墳の發見されたのは、此消息の一端を語るものであらう。特に本墳より出土せる遼東韓玄菟太守領修利造の在銘磚は、其最も興味を惹く者である。

思ふに當時高句麗の統制を離れた樂浪郡に修利なる者ありて、東晉に通し東晉より遼東韓玄菟太守領と稱する名義上の官を授けられたものであらう。彼は既記の如く遼東より逃れ來りし修壽の關係者かも知れぬ。關係者でないとしても、修は遼東に多い姓である様であるから、修利は恐らくは遼東より出でしもので、其關係上遼東玄菟の太守の稱號を得たものであるまいかと思はれる。韓は其朝鮮に居るに因みて附加されたのであらう。此永和九年より十九年後、東晉咸安二年に既記の如く百濟王餘句を拜して鎮東將軍、樂浪太守としてゐる。當時百濟王の版圖は樂浪の故地を含まなかつたけれども、樂浪太守の稱號を與へてゐるのは之れと同義で、此例は前後に極めて多い。

要するに此紀年磚は永和九年前後に高句麗の統制外に於て、平壤に遼東韓玄菟太守と稱する修利といふ者あり、東晉に通じて遼東韓玄菟太守領の官を受け、樂浪の系統に屬する墓を築造せしことを示し、樂浪帶方の滅亡と高句麗の朝鮮に於ける勢力の伸張との中間過渡期に於ける史實研究上重要な資料を提出するものである。

本古墳は既に記載せしが如く、第一棺第二棺内より共に耳飾一個づゝ及び陶器の破片一個を發見したるが、其他の副葬品及び鐵釘は處々に散在して、既に早く盜掘を経て貴重なる遺物は盗み去られたものと推想される。發見の副葬品は僅少であつたが其中南鮮地方の新羅、百濟、任那等の古墳より出土せるものと同様の耳飾を發見せしことは特記すべきことである。其他鍬具、鐵鏃等も南鮮地方の三國時代の古墳より出土せるものと同一の性質を有し、此古墳が三國時代の夫れと一面密接なる關係を有せしことを思はしめる。又木棺に鐵釘を使用してゐたことも注意すべきである。從來發見の樂浪郡時代の木棺には多く千切を使用して釘を使用してゐなかつたが、唯僅かに大同江面貞柏里第五號墳に其形迹があつたことがあり、又大同江面の一古墳より武器と共に鐵釘が發見された例によると、樂浪郡時代に於ても往々木棺に鐵釘を使用した者のあつたことが推想される。

又玄室の構造は從來未だ曾て發見せられざる特殊の形式に屬し、下部に磚を上部に石を用ひて築造せるは樂浪郡時代の古墳と高句麗時代の古墳とを折衷したものゝ様で、特に興味を惹く。更に壁を築くに樂浪郡時代の古墳に普通見るが如く、磚を空積とせず、漆喰を多く使用して目地を堅牢にしたことも特筆すべきで、帶方郡の末期と思はるゝ古墳には、磚を

使用せず、切石を積重ねて玄室の壁を作り、其内面に漆喰を塗つたものが、黃海道、信川郡及び鳳山郡に於て發見されて居り、樂浪郡、方時代の後期には、往々玄室の構造に石材を使用することが行はれたと見ることが出来る。



圖八第 信川郡加山千城里發見古墳玄室西開

凡例

一、本報告公刊を機会に現在まで知られた主として平安南道黃海道地方出土の紀年銘埴を集録附載することとした。集録に當つては同一なる銘のもの一個づゝあげるを原則とし、たゞ同一銘埴に於ても文字の位置の異なる等のものは参考に集録することとした。一、埴は主として本府博物館及平壤府立博物館所藏のものに據り、兩博物館になき場合は私人所有のものを集録することとした。

一、銘文中損傷等によつて缺失し不明とされるものは□□をもつて文字の存したことを連続すべきことを示し、僅かにも推讀しうる文字は試みに□中に入れて参考とした。

一、年號比定に際して同一年號が二つ以上ある場合はその何れをもあげるべきであつたし、尙埴の現状をも記して参考に資すべきであつたが、それらは他日機をえて補ふこととする。

一、紀年銘と相並べて文字銘埴をも集録すべきであつたが、都合によつて今は省略することとした。

昭和八年三月廿日

(1) 建武九年銘埴

黃海道地方出土
伊藤庄兵衛氏藏

〔建武九年三月三日王氏造〕 側銘

〔□車□〕 小口銘

○今は暫く後漢武帝の建武(西紀二五―五五)に當て後考にまつこととする。

(2) 建武十六年銘埴

同上信川郡龍門福岡里第八號墳出土
本府博物館藏

〔建武十六年大歲〕 側銘

(3) 光和五年銘埴

同上鳳山郡文井面唐土城出土
海州高等普通學校藏

〔光和五年韓氏造〕 側銘

〔之〕 小口銘

○後漢靈帝の光和(西紀一七八―一八三)に當る。

(4) 興平二年銘埴

平安南道大同郡大江面土城里土城内
本府博物館藏

〔興平二載四月貫氏造〕 側銘

〔□〕 小口銘

○後漢獻帝の興平(西紀一九四―一九五)に當る。

(5) 嘉平二年銘埴

黃海道信川郡出土
同上藏

〔嘉平二季二月五日起造〕 側銘

〔戶上〕 小口銘

(6) 甘露年銘磚

〔甘露〕 側銘

○恐く魏齊王の嘉平(西紀二四九―二五三)に當てるべきであらう。
小島健二氏藏

(7) 景元元年銘磚

〔景元元年季七月廿三日〕 側銘

○これ亦魏廢帝の甘露(西紀二五六―二五九)に當つべきであらうか。
本府博物館藏

(8) 泰始四年銘磚

〔泰始四年三月日□□造〕 側銘

○魏元帝の景元(西紀二六〇―二六三)に當る。
同上信川郡加山面干城里出土

(9) 泰始七年銘磚

〔泰始七年四月〕 小口銘

○晋武帝の泰始(西紀二六五―二七四)に當てる。
同上鳳山郡文非面唐土城出土

(10) 泰始七年銘磚

〔泰始七年四月〕 小口銘

同上出土
同上藏

(11) 泰始十年銘磚

〔泰始十年七月廿三日造〕 側銘

○匣は或は十かも知れない。その下部が缺失してゐて明瞭をかく。
平安南道大同郡大同江面出土(傳稱)
李王家博物館藏

(12) 泰始十年銘磚

〔泰始十年杜奴麵〕 側銘

○匣は永かともみえるが暫く泰に従つておく。
黃海道鳳山郡文非面唐土城出土
本府博物館藏

(13) 咸寧元年銘磚

〔咸寧元年三月造〕 側銘

〔晋藏〕 小口銘
同上信川郡 出土
同上藏

(14) 咸寧元年銘磚

〔咸寧元年三月十四日起造〕 側銘

○西晋武帝の咸寧(西紀二七五―二七九)に當てる。
同上藏 出土

(15) 咸寧五年銘磚

〔咸寧五年三月六日己酉造〕 側銘

同上 出土
平壤府博物館藏

(16) 太康元年銘磚

〔太康元年三月日□□〕 側銘

同上 出土
小島健二氏藏

(17) 太康元年銘磚

〔太康元年三月八日王氏造〕 側銘

○西晋惠帝の太康(西紀二八〇―二八九)に當る。
同上鳳山郡 出土
李王家博物館藏

(18) 太康三年銘埴
〔康〕 小口銘
黄海道山郡文井面松山里出土
本府博物館蔵

(19) 太康四年銘埴
〔大康三年吳氏造〕 側銘
〔七月吳氏〕 小口銘
同上信川郡北面西湖里出土
同上蔵

(20) 太康四年銘埴
〔大康四年季三月廿四日造〕 側銘
同上信川郡北面西湖里出土
小島健二氏蔵

(21) 太康七年銘埴
〔大康四年季三月昭明王長造〕 側銘
同上信川郡北面西湖里出土
同上蔵

(22) 太康七年銘埴
〔大康七年三月二十八日王作〕
同上信川郡北面西湖里出土
同上蔵

(23) 太康九年銘埴
〔大康七年三月癸丑作〕 側銘
同上蔵 出土
黄海道安岳郡龍順面柳雲里北洞出土
本府博物館蔵

(24) 元康元年銘埴
〔元康元年〕 側銘
○西晉惠帝の元康西紀二九一—二九九に當る。
黄海道地方出土
小島健二氏蔵

(25) 元康三年銘埴
〔元康三年三月十六日韓氏〕 側銘
同上安岳郡龍順面下雲洞古墳出土
同上蔵

(26) 元康五年銘埴
〔元康五年八月十八日乙酉造〕 側銘
同上信川郡北面土城里
同上蔵

(27) 太安二年銘埴
〔太安二年〕 側銘
○恐く西晉惠帝の泰安西紀三〇二—三〇三とすべきなのであらう。
同上郡南面書院里出土
同上蔵

(28) 永嘉年銘埴
〔永嘉〕 側銘
○字體からみて同一埴とみうる。年数を缺いて定め難いが暫く西晉懷帝の永嘉西紀
三〇七—三一三に當てゝおく。
黄海道地方出土
今西春秋氏蔵

(29) 建興四年銘埴
〔建興四年〕 側銘
同上信川郡北面西湖里出土
同上蔵

〔建興四年會景作造〕 同銘

○晉く西晉愍帝の建興(西紀三一三一—三一六)に當てておく。

(30) 泰寧五年銘埴

同 黃海道 龍門面福剛里第二號墳出土

〔泰寧五年三月十日〕 同銘

○晉く東晉明帝の太寧(西紀三二二—三二五)に當てておく。

(31) 咸和元年銘埴

同 同上信川郡信川面社裡里出土

〔咸和元年大歲乙未孫氏造〕 同銘

○東晉成帝の咸和(西紀三二六—三三四)に當る。

(32) 建元三年銘埴

同 同上郡加山面干城里 本府博物館及海州高等普通學校藏

〔建元三年大歲〕 同銘

〔在己八月孫氏造〕 同銘

○二個分を合し更に海州高等普通學校藏埴を對照して全文をよみうる。恐らく東晉康帝の建元(西紀三四三—三四四)とすべきであらう。

(33) 永和八年銘埴

同 同上郡 北部面出土

〔永和八年季二月四日韓氏造埴〕 同銘

○東晉穆帝の永和(西紀三四五—三五六)とすべきであらう。

(34) 永和九年銘埴

同 平安南道 平康府平康驛構内 同上藏

(35) 元興三年銘埴

同 黃海道 信川郡北部面西湖里出土

〔永和九年三月十日遼東韓玄菟太守領修利造〕 同銘

〔元興三年三月四日王君造〕 同銘

○晉く東晉安帝の元興(西紀四〇二—四〇四)に當てる。

(36) 建始元年銘埴

同 同上郡 龍門面福剛里第五號墳出土

〔建始元年季〕 同銘

〔元季韓氏造埴〕 同銘

○或は後燕の建始(西紀三九七或は四〇七)とすべきであらうか。

(37) 戊申年銘埴

同 同上 以山郡文井面昭封里第一號墳出土 本府博物館藏

〔大歲在戊漁陽張撫夷埴〕

〔大歲戊在漁陽張撫夷埴〕

〔大歲(回)漁陽張撫夷埴〕

〔(回)月廿八日造埴日八十石酒〕 以上同銘

〔張使君埴〕 上の小口銘

〔趙主薄令埴勲意不(回)〕 同銘

〔張使君埴〕 上の小口銘

〔袁哉夫人奄背百姓子民憂感〕

夙夜不寧永側玄宮痛割人情 詞銘

「張使君」上の小口銘

「天生小人供養君子千人造埴以壘

父母既好且堅典「圖記之一」詞銘

「使君帶方太守

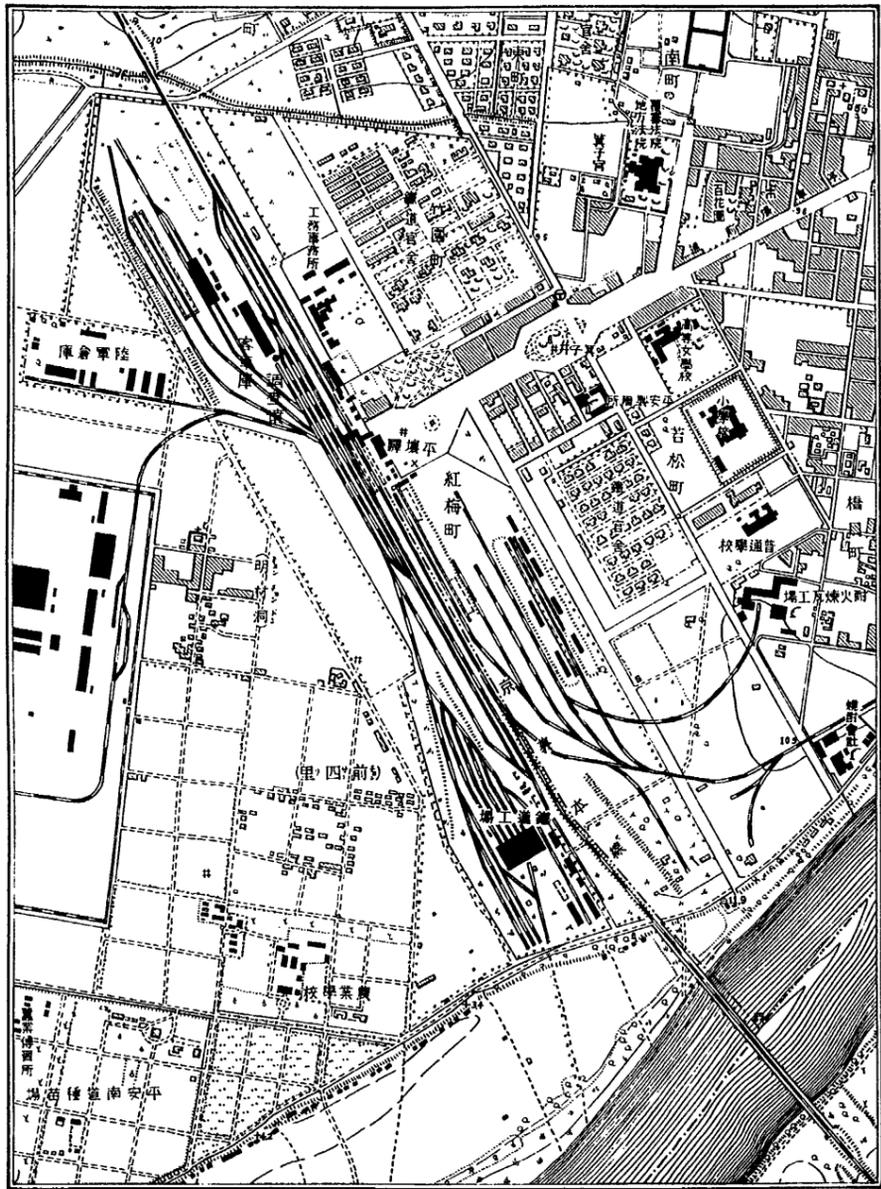
張撫夷埴」上の小口銘

○「戊酉」は今直ちに定め難いが、或は西晉武帝太康九年戊申(西紀二八八)若くは東晉安帝の義熙四年(西紀四〇八)に比すべきであらうか。

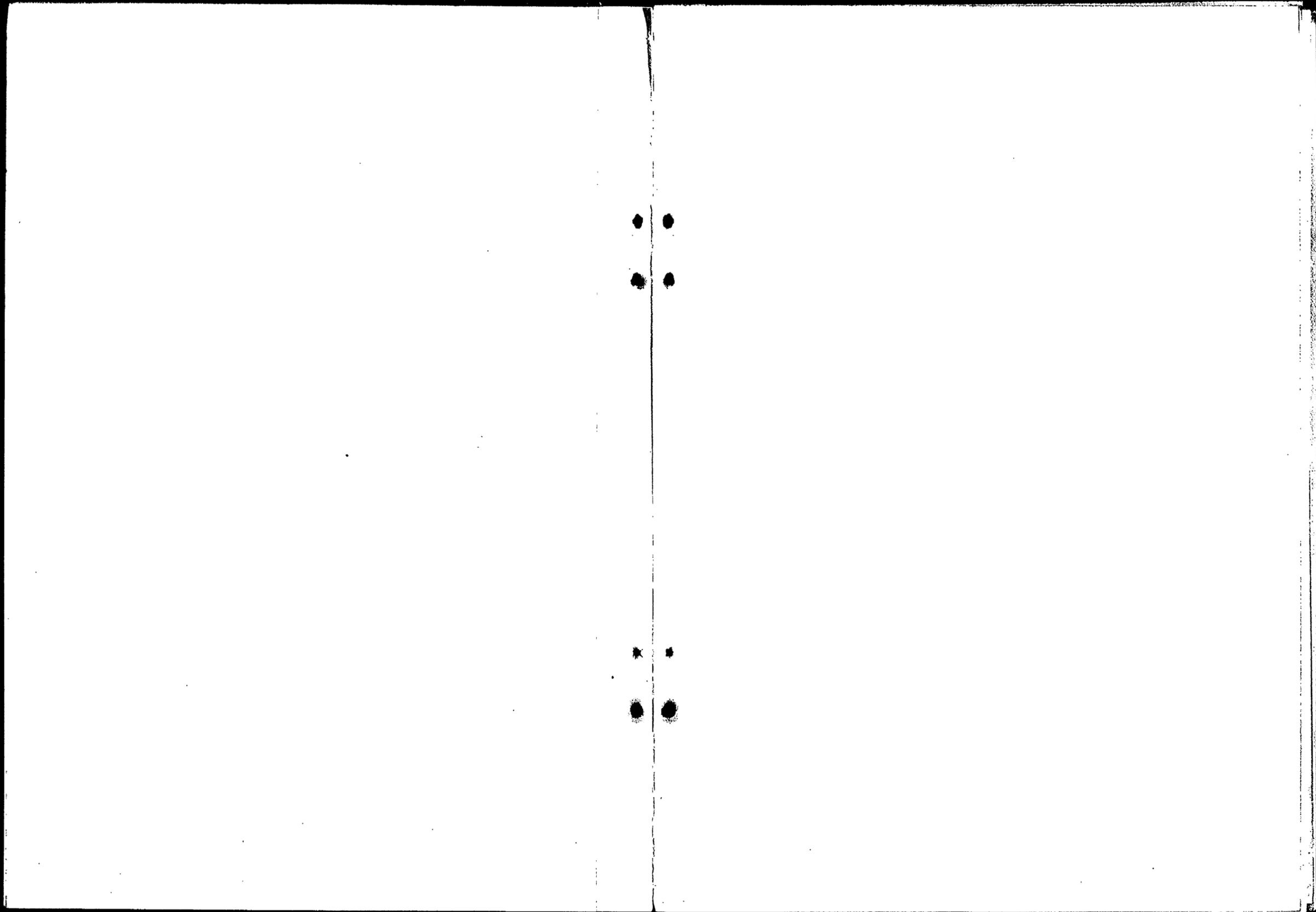
圖
版

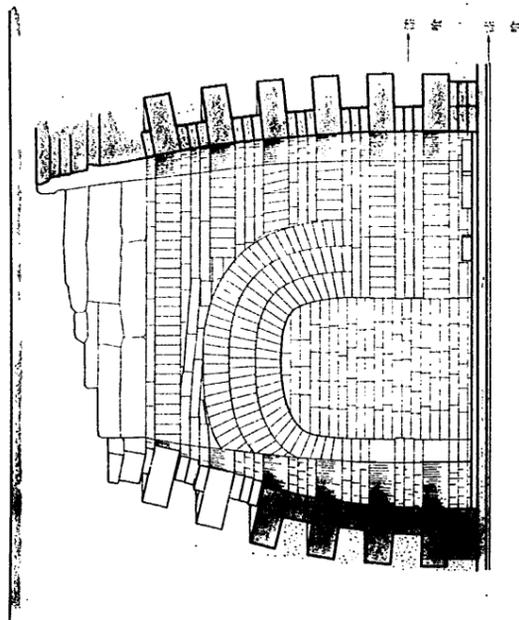
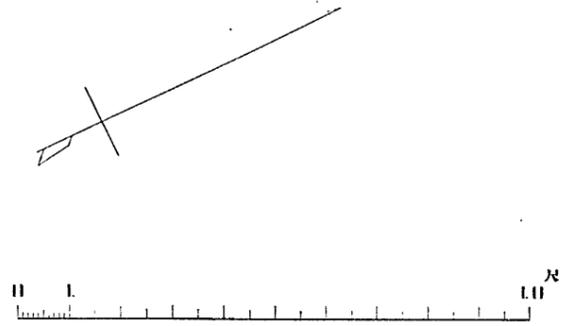
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

圖版第一

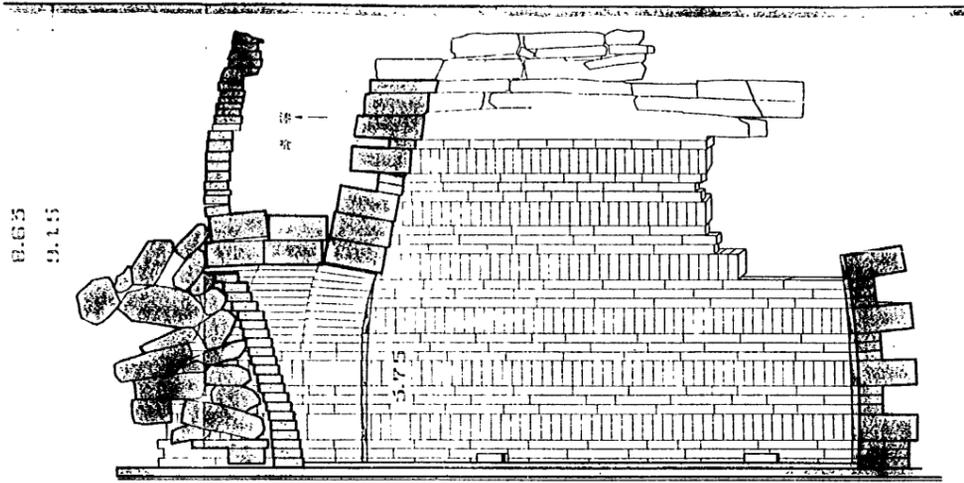


(玉蓮轉折地地圖 (縮尺壹万分) 調查地形圖平壤西部分紙)

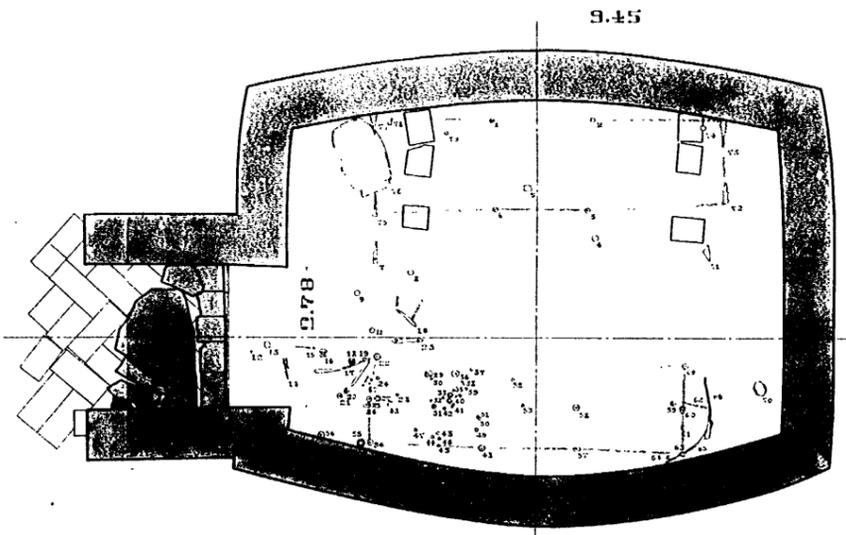




斷面圖



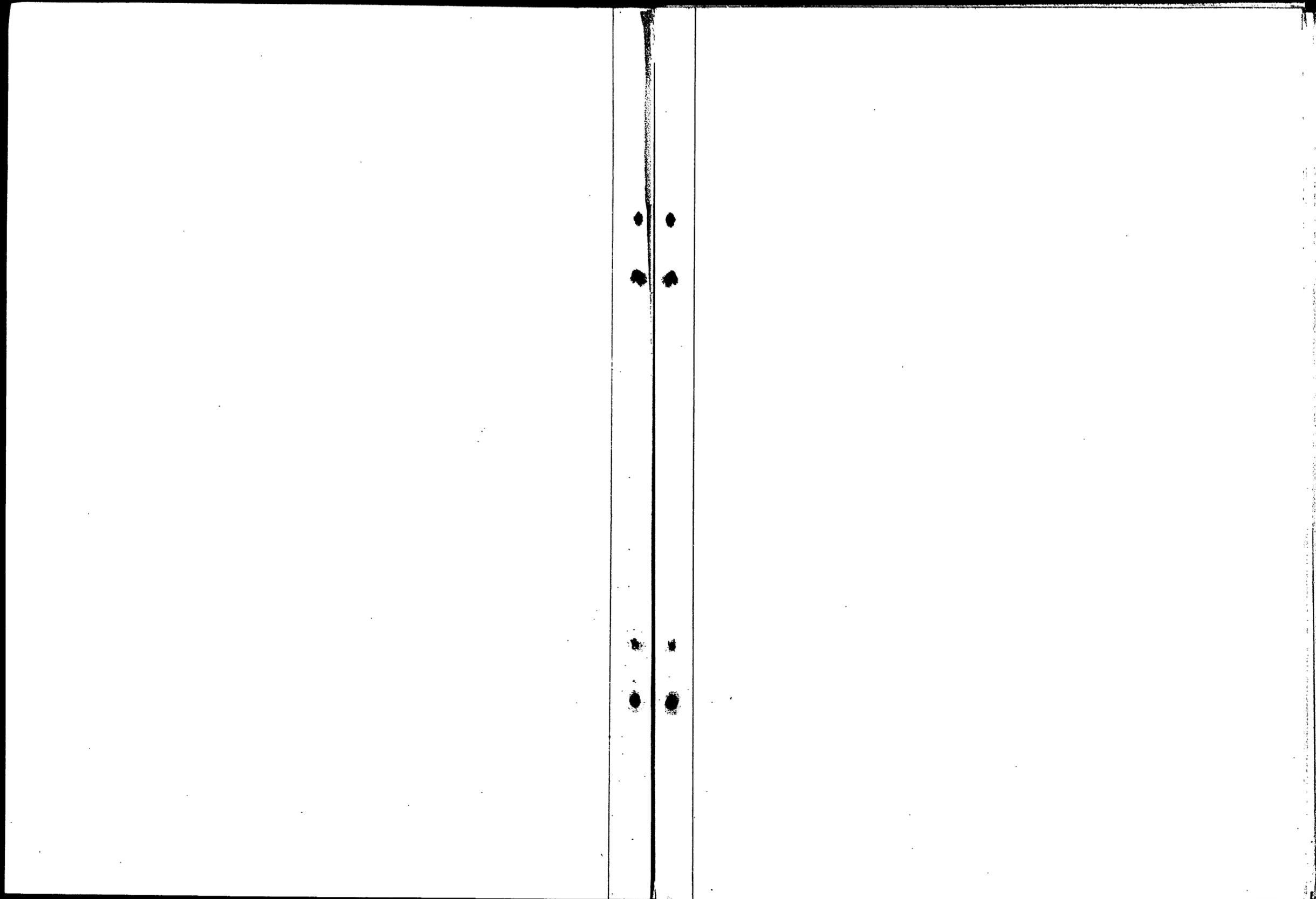
斷面圖

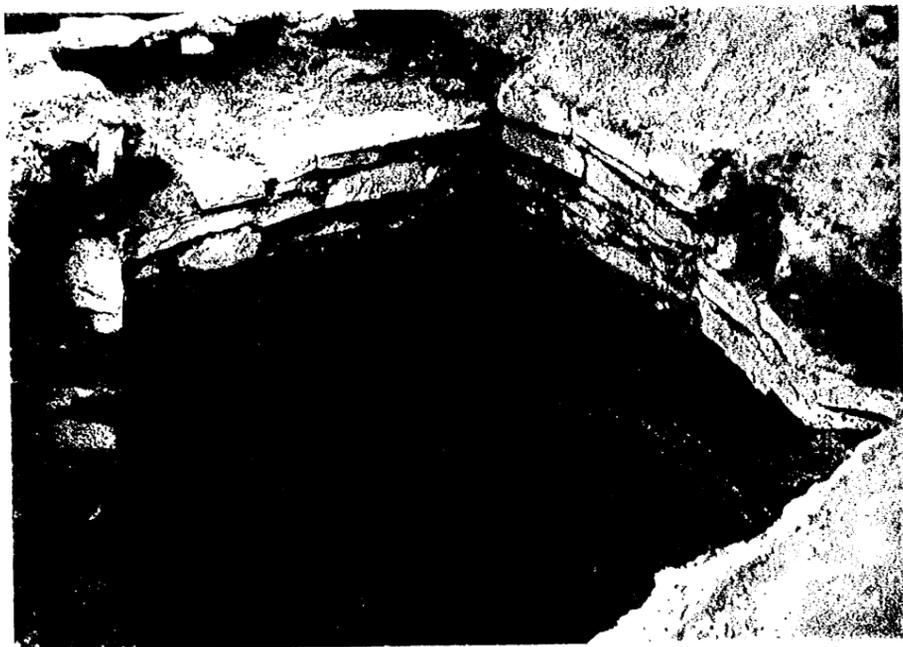


平面圖

實測圖







(一) 玄室南壁



(二) 西壁に嵌挿せる文字



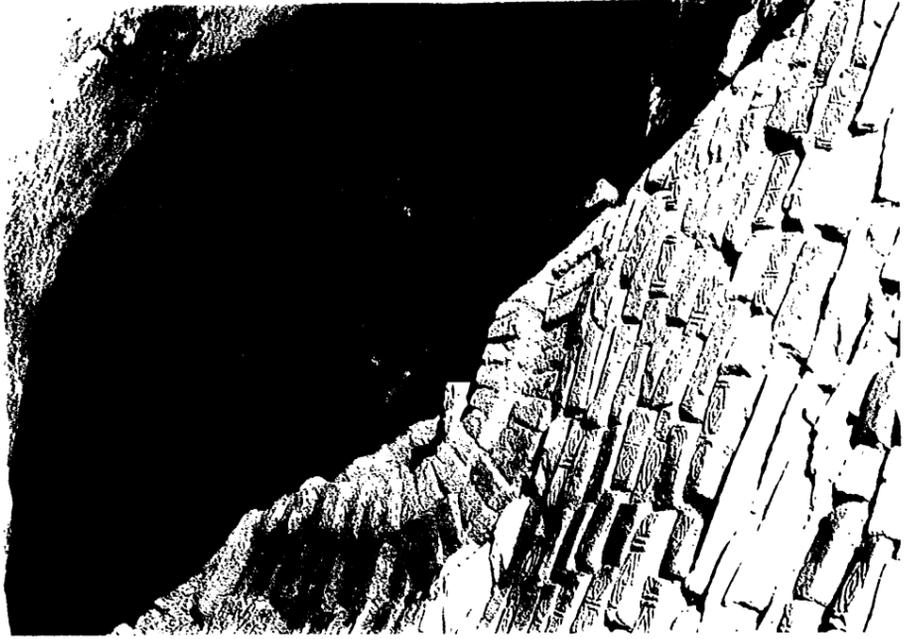
(一) 玄室内棺臺



(二) 玄室内敷磚の一部



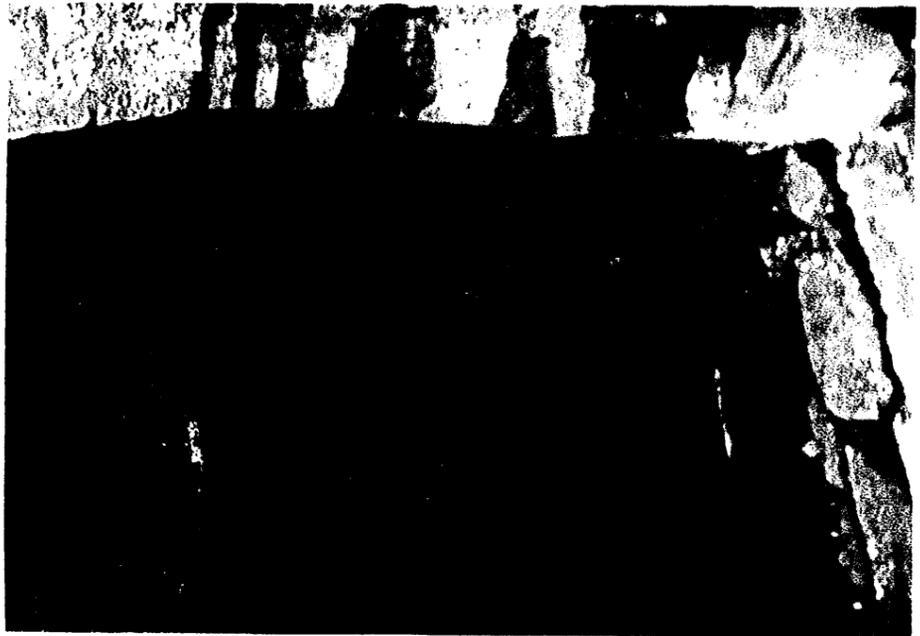
(一) 美道外閉塞状態



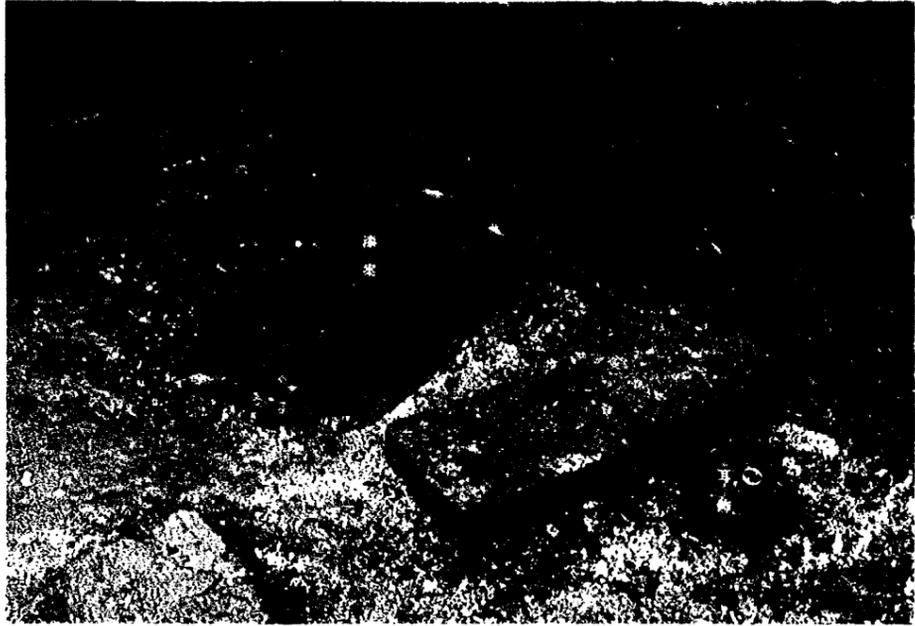
(二) 美道閉塞状態



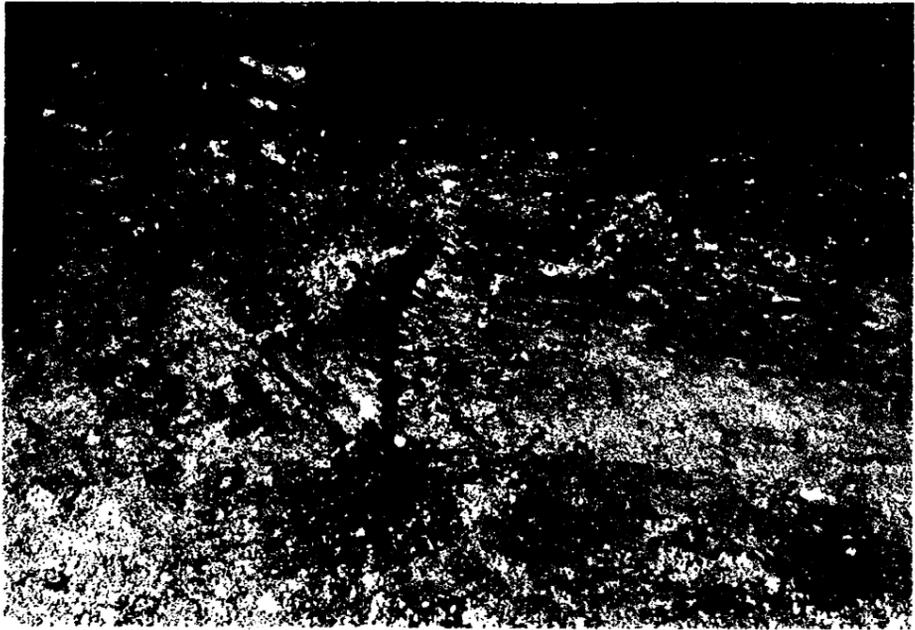
二 隧道(外部より撮影)



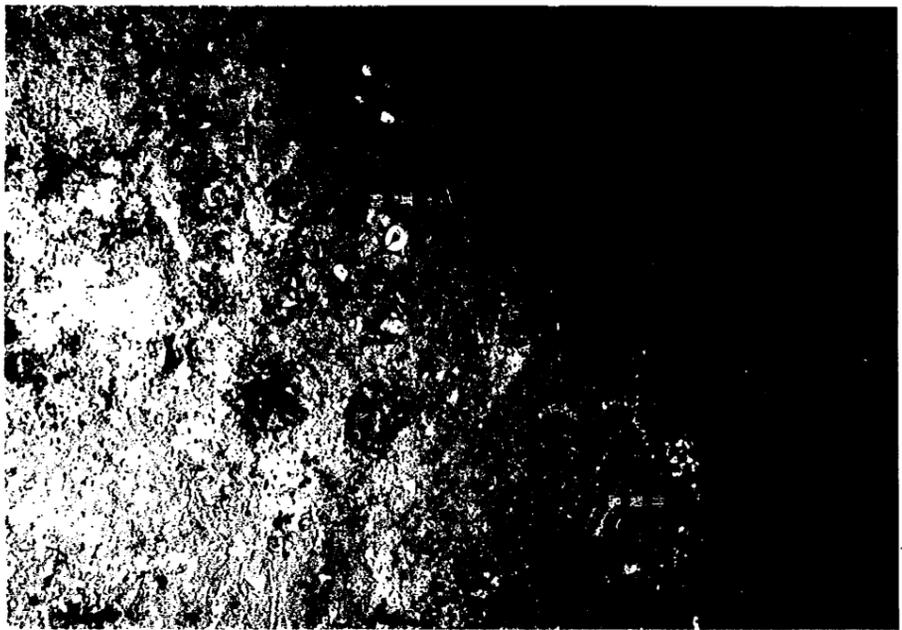
一 隧道(室内より撮影)



(一)
遊環付耳飾及漆案出土狀態



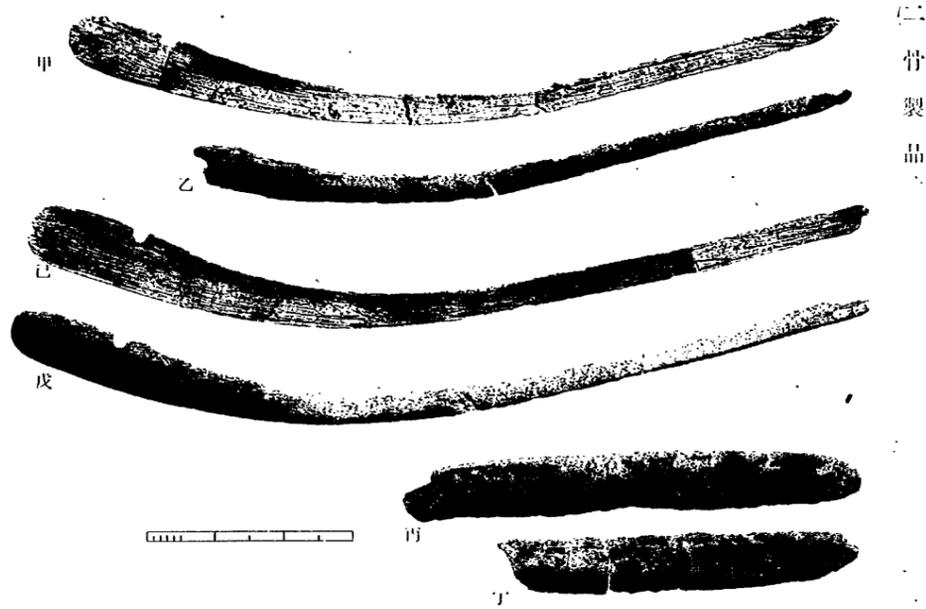
(二)
美道附近遺物出土狀態



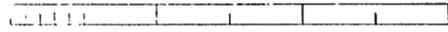
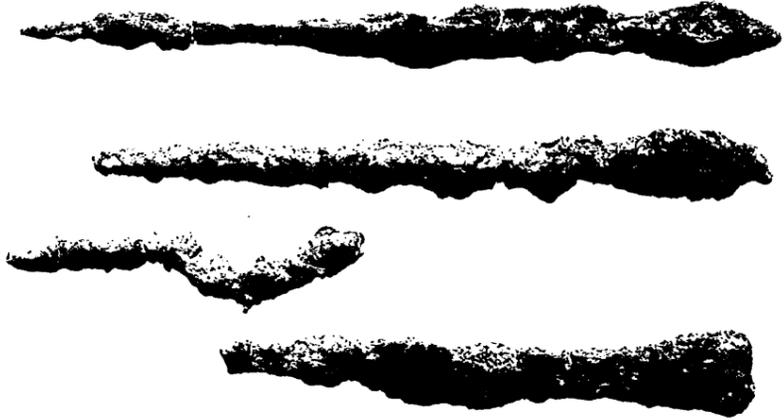
一 大塚耳飾出土状態



二 骨製品出土状態



(一)
鐵
錐

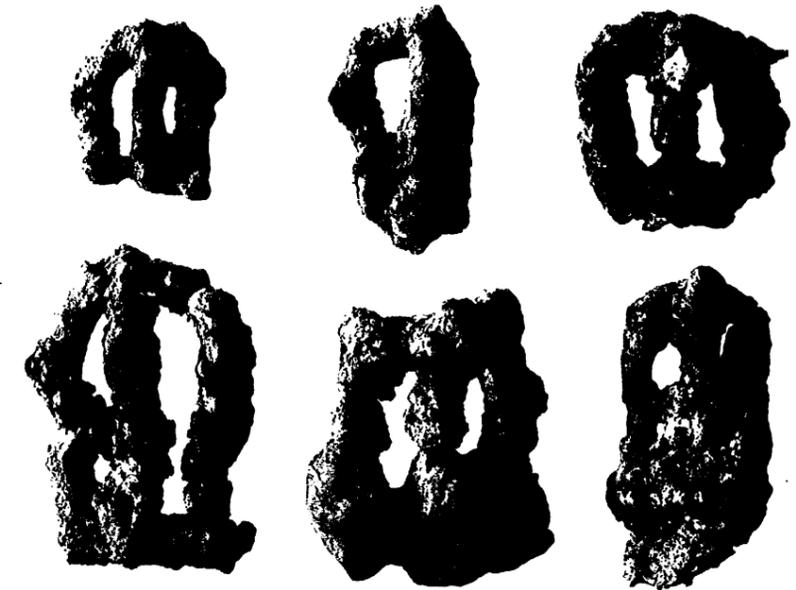


(二)
鐵
釘

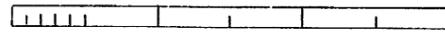
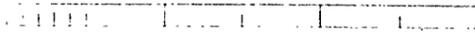


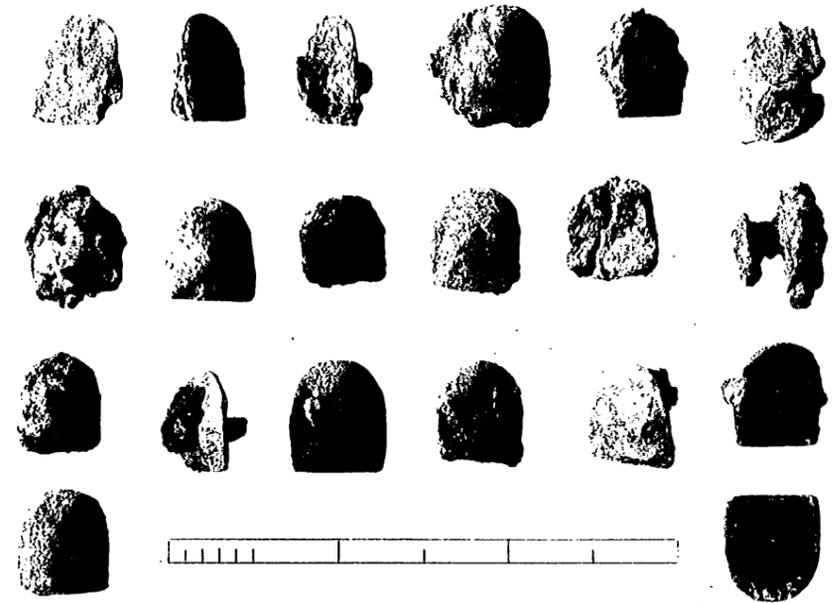


(一) 鐵環

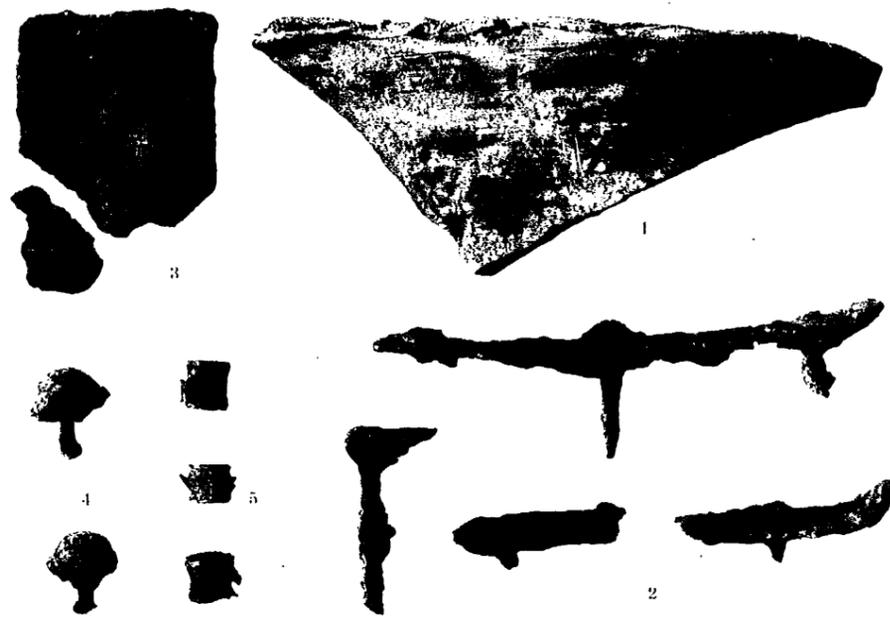


(二) 鐵製鉸具





(一) 鐵地銀張飾金具



(二) 1 土器破片 2 鐵金具殘缺 3 鐵器殘缺 4 金銅飾銀 5 魚骨



身

昭和八年三月二十八日印刷
昭和八年三月三十一日發行

朝鮮總督府

京城府長谷川町七十六番地

印刷所 近澤商店印刷部

